

令和5年第3回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 令和5年9月8日台風13号による医療機関等の被害状況等について …… 2
- 第82回日本公衆衛生学会総会の開催について …… 3
- 令和5年度がん検診推進強化月間について …… 4
- 健康プラザの今後の運営について …… 7
- 「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」の失効について …… 8
- 紹介受診重点医療機関の公表について …… 9
- 医師の労働時間の上限規制について …… 10
- 公益財団法人茨城県看護教育財団の理事長の交代について …… 11
- 新型コロナワクチンの「令和5年秋開始接種」について …… 12

令和5年9月14日
保健医療部

令和5年9月8日台風13号による医療機関等の被害状況等について

保健医療部

1 医療機関

- 日立市で床上浸水1施設、法面崩落1施設の被害があった。
- 床上浸水の施設は診察を再開したが、法面崩落の施設では現在安全点検中であり、一部検査を中止している。
- 全ての施設において人的被害はなし。

2 薬局

- 日立市、高萩市及び北茨城市で床上浸水3施設の被害があった。
- 現在、1施設において一部調剤行為が制限されているものの、いずれも営業を再開している。
- 全ての施設において人的被害はなし。

分類	医療機関		薬局		
施設名	永井ひたちの森病院	日立製作所 日立総合病院	クオール 薬局 日立北店	あい薬局 荒崎店	北茨城薬局
住所	日立市 小木津町	日立市 城南町	日立市 小木津町	高萩市 高戸	北茨城市 大津町
被害内容	・床上浸水(1階 外来待合室、 診察室、トイレ等) ・駐車場に土砂、 倒木	・敷地内法面の 一部崩落 ・排水設備の一 部破損	床上浸水 (一部の医薬品、調剤機器が浸水)		
摘要	(病床数) 精神 208 床 一般 20 床	(病床数) 一般 607 床 感染症 4 床	—		
復旧状況	復旧済	安全点検中	営業 再開済	復旧済	

※9月13日18時現在

第 82 回日本公衆衛生学会総会の開催について

保健医療部保健政策課

1 概 要

日本公衆衛生学会は、約9,000人の会員を擁する社会医学分野での最大規模の学会で、公衆衛生の向上に向けて、政策提言及び人材育成を図るため、毎年公衆衛生学会総会を開催。

本県においては、平成元年（1989年）につくば市において開催されて以来、34年ぶりの開催。

2 会 期 令和5年10月31日（火）から11月2日（木）までの3日間

3 会 場 つくば国際会議場

4 メインテーマ 実践と研究のシナジーが織りなす保健医療介護サービスの進化と調和

5 プログラム（予定）

講演（学会長、大学教授等）、各種発表（大学教授、自治体職員、医療従事者等）、企業等との共催セミナー、ポスター展示 等

6 役 員

名誉学会長	大井川 和彦（茨城県知事）
名 誉 顧 問	五十嵐 立青（つくば市長）
学 会 長	田宮 菜奈子（筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野教授）
副 学 会 長	鈴木 邦彦（茨城県医師会長）
副 学 会 長	森川 博司（茨城県保健医療部長）
副 学 会 長	小室 伸一（つくば市保健部長）
顧 問	永田 恭介（筑波大学長）
監 事	山口 雅樹（茨城県保健医療部保健政策課長）
監 事	中根 英明（つくば市保健部次長）

※事務局：筑波大学医学医療系 ヘルスサービスリサーチ分野

令和5年度がん検診推進強化月間について

保健医療部健康推進課

1 趣旨

「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」（平成27年12月制定）に基づき、毎年10月を「茨城県がん検診推進強化月間」と定め、官民一体となり普及啓発活動を行うことで、県民一人一人のがん検診の受診促進及び参療の意識を高める。

*参療：がんに関する正しい知識を習得し、自身に提供されるがん医療を決定できることについて自覚を持って、がん医療に主体的に参画すること。

2 実施期間 令和5年10月1日から10月31日までの1か月間（一部9月から実施）

3 主催 茨城県

4 協力 市町村、企業、団体等

5 主な内容

(1) パネル展

日 程	場 所	内 容
9月23日（土・祝）	イオンモール水戸内原	がん予防・検診に関するパネルの展示、啓発資材の配布等
9月29日（金）～10月10日（火）	県庁舎2階 県政広報コーナー	
10月1日（日）	イオンモール下妻	
10月21日（土）	イーアスつくば	

(2) 茨城がんフォーラム

テ ー マ：「がんと共に生きる～地域共生社会を目指して～」

日 時：令和5年10月15日（日）11：00～17：10

場 所：ホテルグランド東雲（つくば市）

対 象 者：一般県民、医療従事者

参 加 費：無料

主な内容：

○講演会

講演①「がんの現状・検診・予防、そして参療」

県立中央病院名誉院長 さいたま記念病院名誉院長

自治医科大学名誉教授 練馬光が丘病院副管理者

永井 秀雄 氏

講演②「がんを早く見つけて治すには」

（公財）がん研究会有明病院病院長 佐野 武 氏

講演③「生きることとは」

タレント 麻木 久仁子 氏（乳がん経験者）

○講演者と県立医療大学生による意見交換・座談会

○ポスター発表

「がん医療の充実」、「がんと共生」等をテーマに、県内医療従事者によるがん医療に関する研究成果や取組についてのポスター発表

※開催後に講演の様子をオンラインで配信予定

6 その他

・ラジオ、SNS、ポスターの掲出等による啓発を実施

・県内市町村においても、各種啓発を実施予定（ポスター、のぼりを配布）

茨城がんフォーラム2023

～がんと共に生きる「地域共生社会を目指して」～

会場開催

10月15日(日) 11:00 開場
(講演12:35～)

会場：ホテルグランド東雲(つくば市小野崎 488-1)

参加無料

事前申し込みが
必要です

動画配信

(11～12月予定)

会場開催後オンラインで講演の様子を配信します

(別途申し込みが必要です。配信日程は申し込み後お知らせします。)

講演

1

12:35～13:05

「がんの
現状・検診・予防、
そして参療」

茨城県立中央病院名誉院長
さいたま記念病院名誉院長
自治医科大学名誉教授
練馬光が丘病院副管理者

永井 秀雄 氏



講演

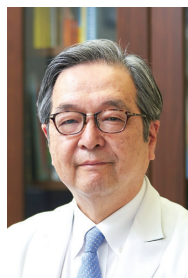
2

13:10～13:50

「がんを早く
見つけて上手く
治すには」

(公財)
がん研有明病院
病院長

佐野 武 氏



ポスター
発表

11:00～16:30

「がん医療の充実」、「がんと共生」等を
テーマに、県内医療従事者によるがん医
療に関する研究成果
や取組についてのポ
スター発表を行います。当日優秀ポス
ターの投票・表彰を
予定しています。



(コアタイム 13:55～14:40)

講演

3

15:30～17:00 「生きることは」

あさぎくにこ
タレント 麻木 久仁子さん

プロフィール

1962年11月12日、東京都生まれ、学習院大学法学部中退。
知性派タレントとしてクイズバラエティ番組を中心に出演する
他、司会、コメンテーターとしても活躍。
2010年に脳梗塞、2012年に初期の乳がんが見つかったこと
から、検診の大切さや自身の体験を、講演会や情報番組などで
伝えている。
そんな経験から食事を見直し、中でも『薬膳』に興味を持つ。
その後、国際薬膳師、国際中醫師の資格を取得。2020年には
温活指導士の資格、2021年には登録販売者の資格も取得。
タレント業の傍ら、食を通して『体を温め、免疫力を高める』
という考えや食事などを多方面で提案している。



意見交換会
・
座談会

14:45～15:25

協力：
茨城県立医療大学

若い世代、かつ医療職を目指す立場と
して、「自分たちになにができるか」、
「どのような社会
ががんと共生しや
すい社会といえる
のか」ということ
について意見交換
会を行います。



フォーラムで
初の開催!

※がんに関する展示や情報コーナーもございます。 ※プログラムの内容は主催者の都合により変更する場合がございます。

茨城がんフォーラム2023に参加するには、事前のお申し込みが必要です。

参加申し込み時に
がん医療に関する質問を
募集します!

会場参加希望はこちら

定員になり次第締め切らせていただきます。
申込後、参加確認メールを送付いたしますので、
当日受付にてご提示をお願いいたします。



動画配信希望はこちら

後日お申込みいただいたメールアドレス宛に視
聴用URLをお送りします。



主催：茨城県 共催：茨城県がん診療連携協議会

問合せ先：茨城県健康推進課がん・生活習慣病対策推進室 (〒310-8555 水戸市笠原町978番6)

TEL 029-301-3224 FAX 029-301-3318 ✉ yobo2@pref.ibaraki.lg.jp

HP : <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/forum2023.html>

参加無料

事前申し込みが必要

茨城がんフォーラム2023

参加方法

会場参加・動画配信共に申し込みが必要です。
(申し込みサイトが異なりますのでご注意ください)

会場開催申込みの方

参加申し込み締め切り

10月11日(水)まで

会場開催QRコード

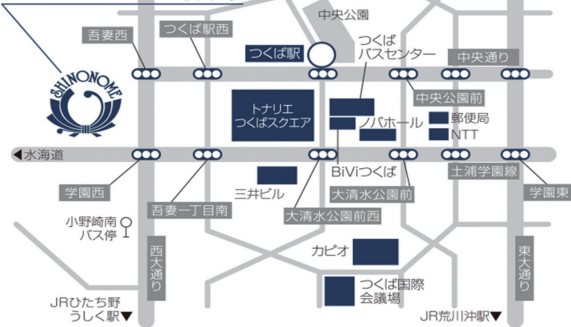


- 会場開催に参加希望の方は、インターネット（下記URL：いばらき電子申請・届出サービス）もしくはQRコードから申し込みサイトにアクセスし、必要事項等を記入しお申込みください。
- 先着順に受付いたしますので、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 主催者側で申込み確認後、参加確認メールを送付いたしますので、当日受付にてご提示をお願いいたします。
- 開催当日、発熱等で体調のすぐれない方の来場はご遠慮ください。

会場案内

ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1

ホテルグランド東雲



※会場の駐車場は無料でご利用いただけますが、台数に限りがあります。
(駐車場が満車の場合には付近の有料駐車場をご利用ください。)

会場開催プログラム

12:30	開会
12:35~13:05	講演①(30分)
13:10~13:50	講演②(40分)
13:55~14:40	ポスター発表 (コアタイム)
14:45~15:25	意見交換会・座談会
15:30~17:00	講演③(90分)
17:00~17:10	表彰式
17:10	閉会

動画配信申込みの方

参加申し込み締め切り

11月20日(月)まで

オンライン開催
QRコード



- 動画配信ご希望の方は、インターネット（下記URL）もしくはQRコードからお申込みください。
お申込みいただいたメールアドレス宛に、視聴可能なホームページURLと配信日程をお送りします。
- 配信期間は11月~12月を予定しています。

- ◎参加申し込み時にがん医療に関する質問を募集します。申し込みサイトに質問内容をご記入ください。
*講演時間の都合上、全ての質問にお答えすることはできない場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎お申し込み時にいただいた個人情報は、他の目的で使用することはありません。
- ◎プログラムの内容は主催者の都合により変更する場合がございます。

電子申請・届出サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay



健康プラザの今後の運営について

保健医療部健康推進課

1 施設の概要

平成3年4月1日に、「茨城県健康科学センター」として開設し、平成17年4月1日から「茨城県立健康プラザ」に名称を変更。

公益財団法人茨城県総合健診協会が指定管理者として管理し、施設内の会議室を団体等へ貸出すほか、健康づくりに携わる団体や行政職員を対象とした研修や、シルバーリハビリ体操の指導士養成などを実施。

中央保健所や衛生研究所といった県の行政機関とともに、「いばらき予防医学プラザ」という建物の一部に入居。

【事業内容等】

- ① 施設管理業務
施設管理、情報システムの維持管理、会議室の貸出 等
- ② 研修事業
保健師等行政職員や食生活改善推進員の資質向上を目指した研修の実施 等
- ③ シルバーリハビリ体操指導士養成事業
介護予防を目的としたシルバーリハビリ体操の普及を担う指導士の養成・活動支援 等

2 課題

健康プラザの施設管理に関し、施設全体の清掃や大規模修繕等については中央保健所が一括して実施している一方で、日常的な清掃、軽微な修繕などは、健康プラザが中央保健所とは別に実施するなど、一部の業務が二重になっている。

施設管理以外の研修事業等については、県民の健康ニーズが複雑化・高度化・多様化していることから、今後さらに専門的で多様な内容が求められている。

3 今後の運営方針

指定管理を終了して施設を県直営とし、会議室の貸し出しを含めた施設管理については、健康プラザを含めた予防医学プラザ全体の施設管理者である中央保健所が実施することで、効率的な施設管理を行っていく。

研修事業等については、今後、専門職等対象の研修を実施している外部機関に業務委託することにより、効果的かつ継続的に人材育成ができる体制を整備していく。

4 今後のスケジュール

令和6年3月 指定管理期間の終了

4月～ 県直営（管理：中央保健所）により、施設の維持管理及び会議室の外部貸出業務の継続

各種研修事業及びシルバーリハビリ体操指導士養成事業については、外部機関に委託し、引き続き実施

「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」の失効について

保健医療部感染症対策課

1 条例の概要

新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図ることを目的として、「いばらきアマビエちゃんの登録義務化」、「県が行う行動調査・幅広い検査への協力義務化」等を規定し、令和2年10月2日に公布・施行した。

本条例の付則において、「この条例の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。」と定めており、期限の延長を措置する特段の事情もないことから、規定どおり、令和5年10月1日をもって、その効力を失うこととする。

なお、「いばらきアマビエちゃん」は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、令和5年5月8日に運用を終了した。

2 事業実績

(1) 事業者に対し、「いばらきアマビエちゃん」システムの登録及び感染対策の徹底に係る呼び掛けを実施

ア 事業者登録：71,559件

イ 利用者登録：約569万4千件（累計）

(2) 陽性者と接触可能性のある者に対し、検査の実施を含む注意喚起を実施

ア 接触者通知：3,295件

（うち、受診・相談センターへの問合せ：603件、検査実施：21件）

3 成果等

「いばらきアマビエちゃん」システムに登録した事業者（7万件超）に「感染防止対策宣誓書」を発行し、事業者に対して行うべき対策を明示することで、感染対策の必要性を周知した。

また、7万件超の施設・事業所が登録し、当該施設・事業所において適切な感染対策を実施するとともに、利用者等に対して感染対策の実施をアピールすることで、県民が安心して当該施設・事業所を利用できる環境づくりにつながり、加えて、県からの随時の情報提供（営業時間の短縮要請等）にも効果を発揮した。

さらに、陽性者の行動歴や接触者への二次感染等の状況を踏まえ、陽性者と接触可能性のある者に対して通知を送信し、検査を実施するために受診・相談センターを案内することで、県民の健康と安心の確保を進め、感染拡大防止にも資することとなった。

なお、令和4年初めから流行したオミクロン株は、感染力が非常に強く、潜伏期間が短いことから、誰もが陽性者・濃厚接触者となり得る状況であり、接触者を追う意義が乏しくなったため、当該通知を休止するなど、柔軟に対応した。

紹介受診重点医療機関の公表について

保健医療部医療局医療政策課

1 目的

- 外来医療機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、かかりつけ医機能を担う医療機関から紹介された患者に対する医療の提供を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を国が制度化（令和4年度）。
- これにより、患者の症状に合わせた医療機関の適切な役割分担が図られ、外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の負担軽減等に寄与することが期待される。

2 公表手続き

- 各二次保健医療圏に設置している地域医療構想調整会議において、外来医療の実施状況や紹介・逆紹介の状況を基に協議。
- 協議が整った医療機関を県が「紹介受診重点医療機関」として公表（制度創設後、今回が初めての公表）。

3 本県の状況

- 県内 23 医療機関について、本年 8 月 1 日付けで県ホームページに公表。

	医療機関名	所在地		医療機関名	所在地
1	総合病院水戸協同病院	水戸市	13	J Aとりで総合医療センター	取手市
2	水戸赤十字病院	水戸市	14	取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市
3	水戸済生会総合病院	水戸市	15	牛久愛和総合病院	牛久市
4	茨城県立中央病院	笠間市	16	総合病院土浦協同病院	土浦市
5	水戸医療センター	茨城町	17	霞ヶ浦医療センター	土浦市
6	茨城県立こども病院	水戸市	18	筑波大学附属病院	つくば市
7	ひたちなか総合病院	ひたちなか市	19	筑波記念病院	つくば市
8	小山記念病院	鹿嶋市	20	筑波メディカルセンター病院	つくば市
9	鹿嶋ハートクリニック	神栖市	21	大見クリニック	つくば市
10	東京医科大学茨城医療センター	阿見町	22	茨城西南医療センター病院	境町
11	つくばセントラル病院	牛久市	23	古河赤十字病院	古河市
12	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市			

医師の労働時間の上限規制について

保健医療部医療局医療人材課

1 概要

- 令和6年4月より医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制が適用され、原則として年960時間が上限となる。
- 医療機関が地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて都道府県知事から「特定労務管理対象機関」（暫定特例水準）の指定を受ける必要がある。
- なお、この水準はあくまで暫定的なものであり、B水準及び連携B水準は12年後の令和17年度末までに縮減・解消することが目標とされている。

<暫定特例水準の種別>

区分	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	原則（指定取得は不要）	960時間以内
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1860時間以内 （各院では960時間以内）
B水準	救急医療等の政策医療を行うため	1860時間以内
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1860時間以内
C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1860時間以内

2 本県における取組

- 県医師会及び県労働局と連携し、茨城県医療勤務環境改善支援センターにおいて、研修会の開催等により制度の周知に努めるとともに、アドバイザー等による医業経営面、労務管理面の総合的・専門的な支援を実施。
- 県内医療機関の準備状況を把握するため、時間外労働時間の把握状況や宿日直許可の取得状況、派遣元からの派遣医師の引き上げの有無等に関する調査を、令和3年度以降、これまでに計6回実施。
- 本年7月から、特定労務管理対象機関の指定申請の受付を開始（申請期限10月末）。

3 医療機関における特定労務管理対象機関指定までのスケジュール

令和5年6月12日まで	C-2水準に係る関連審査受審の申請
6月末まで	医師の労働時間短縮計画の作成 医療機関勤務環境評価センター（国）への評価受審申請
7月～10月末 （申請受付後）	県へ特定労務管理対象機関の指定の申請 【県】審査
令和6年2月～3月頃	【県】指定について医療審議会での意見聴取 【県】特定労務管理対象機関の指定及び公示 特例水準適用医師に関する36協定の締結

公益財団法人茨城県看護教育財団(茨城県結城看護専門学校)の 理事長の交代について

保健医療部医療局医療人材課

1 新理事長について

本年6月20日付けで小林結城市長に代わり、小野寺副知事が理事長に就任した。

2 経緯

同財団の理事長については、設立から平成14年度まで副知事が就任し、平成15年度からは第三次行財政改革大綱における「知事及び副知事の代表等の兼職の縮減方針」に基づき、結城市長が就任していた。

この間、財団独自の看護教員の確保について苦慮していたほか、少子化や高校生の大学志向等を受けた入学生数の定員割れ等が運営上の課題となっており、県議会からの提言及び出資法人の経営評価においても継続して改善を求められていた。

こうした状況を踏まえ、最大出資者である県がこれらの課題に主体的に取り組むとともに、結城看護専門学校の運営を通して、看護職員不足地域である県西地域における質の高い看護師の養成確保をこれまで以上に推進していくため、財団の経営責任者である理事長を結城市長から副知事に交代した。

【参考】公益財団法人茨城県看護教育財団の概要

(1) 設立時期	平成3年6月
(2) 設立目的	就業看護職員数が県平均を大きく下回る県西地域において、看護師の地域偏在解消を図るため設置。 (茨城県結城看護専門学校の運営)
(3) 基本財産	県債10億円(出資者内訳: 県7.5億円、結城市2.3億円、筑西広域市町村圏事務組合0.2億円)
(4) 役員	理事長: 小野寺副知事、副理事長: 小林結城市長 理事: 9名、監事: 2名、評議員: 9名 (任期: 令和5年6月20日~令和7年度定時評議員会終結時)
(5) 結城看護専門学校の概要	
① 開校日・所在地	平成5年4月・結城市大字結城1211-7
② 課程・定員	看護師3年課程・総定員120名
③ 学校職員	18名(県5、市3、病院4、ﾌﾟﾛﾊﾞｰ職員1、嘱託3、臨職2) ※学校長(元県職員、常務理事)除く
④ 生徒数(現員数)	総数111名(内訳: 1年生33名、2年生41名、3年生37名)
⑤ 主な特徴	・国家試験合格率3年連続100% ・過去5年の県内就業率93.6%、県西地域就業率71.5%

新型コロナウイルスワクチンの「令和5年秋開始接種」について

保健医療部医療局薬務課

1 接種スケジュール

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

※ 現在、高齢者・基礎疾患を有する者等を対象に実施している「令和5年春開始接種」は9月19日に終了

2 「令和5年秋開始接種」における追加接種

(1) 接種対象者

初回接種を終了した生後6か月以上の全ての方

※ 初回接種について、5歳以上の方は1・2回目の接種を、生後6か月～4歳の方は1～3回目の接種を終了していることが必要

(2) 使用するワクチン

オミクロン株 XBB.1.5 対応の1価ワクチンの使用を基本

※ 何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方においては、組換えタンパクワクチン「ノババックス」の選択肢を確保（現在は、12歳以上の方に使用）

3 「令和5年秋開始接種」における初回接種

生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとし、オミクロン株 XBB.1.5 対応の1価ワクチンの使用を基本

【参考】「令和5年春開始接種」の接種状況（9月10日現在）

	人口	接種回数	接種率
全人口	約289万人	582,443回	20%
うち65歳以上	約86万人	504,800回	59%

○ 接種対象者：初回接種（1・2回目接種）が完了している次の方

- ・65歳以上の高齢者
- ・5歳～64歳の基礎疾患がある方
- ・医療従事者等

○ 使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン

※ 何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方においては、組換えタンパクワクチン「ノババックス」も可（現在は、12歳以上の方に使用）

新型コロナワクチン接種の経過

			令和4年秋開始接種 2022年9月20日～2023年5月7日まで	令和5年春開始接種 2023年5月8日～2023年9月19日まで	令和5年秋開始接種 2023年9月20日～2024年3月31日まで	
追加接種	12歳以上	65歳以上 基礎疾患あり	接種対象 (公的関与あり) オミクロン株対応 2価ワクチン	接種対象 (公的関与あり)	接種対象 (公的関与あり) オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB.1.5)	
		医療従事者等		接種対象 (公的関与なし)		
		上記以外の方 (健常な65歳未満)		接種対象外		
	5歳～11歳	基礎疾患あり	接種対象 (2023年3月7日まで) (公的関与あり)	接種対象 (2023年3月8日～) (公的関与あり) オミクロン株対応 2価ワクチン	接種対象 (公的関与あり)	接種対象 (公的関与あり) オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB.1.5)
		上記以外の方 (健常な小児)	従来型ワクチン		接種対象外	
	生後6か月～4歳	基礎疾患あり	接種対象外		接種対象外	接種対象 (公的関与あり)
上記以外の方 (健常な乳幼児)		接種対象 (公的関与なし)				
初回接種	生後6か月以上の すべての方	65歳以上 基礎疾患あり	接種対象 (公的関与あり) ← 従来型ワクチン (8月7日以降) → オミクロン株対応 2価ワクチン		接種対象 (公的関与あり)	
		上記以外の方 (健常な方)			接種対象 (公的関与なし)	

※ 何らかの理由でmRNAワクチンが接種できない方には、組換えタンパクワクチン「ノババックス」の選択肢を確保（現在12歳以上の方に使用）

※ 公的関与とは、被接種者及び保護者に対する努力義務と市町村に対する接種勧奨の義務のことをさす

令和5年第3回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第3号） …………… 2
- 第103号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を
改正する条例 …………… 6
- 第106号議案 県有財産の取得について …………… 11

令和5年9月14日
保 健 医 療 部

第 99 号議案

令和 5 年度 茨城県一般会計補正予算（第 3 号）

○ 一般会計補正予算（保健医療部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
保健医療部 計	216,217	25,674	190,543

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
6 保健医療費	138,317,096	216,217	138,533,313
5 公衆衛生費	52,371,916	216,217	52,588,133

○ 一般会計補正予算に係る保健医療部の事業

- ・ 難病審査会関連事業 11,000千円
- ・ 感染症予防医療法施行事業（国庫支出金返還金） 205,217千円

主要事業等の概要（案）

保健医療部健康推進課

事業名又は議案の 名 称	難病審査会関連事業
1 予 算 額	11,000千円
2 現況・課題	難病法及び児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行予定）により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が「登録者証」を発行する事業が令和6年4月に創設される予定。
3 必要性・ねらい	「登録者証」を発行するにあたり、指定難病システムを改修し、対応する必要がある。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	指定難病システムについて、「登録者証」の発行や情報をマイナンバー連携で確認できる機能等の改修を委託する。 ○事業名（予算額） ・ 難病審査会事務費 （5,500千円） ・ 小児慢性特定疾病審査会事務費 （5,500千円）
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	【財源】 難病：感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 （国2／3、県1／3） 小慢：小児慢性特定疾病対策国庫補助金 （国2／3、県1／3） 【推計対象者数】 難病：23,000人 （内訳） 医療費助成を受けている者 22,000人 医療費助成の不支給決定を受けた者 700人 軽症のため医療費助成の申請に至らない者 300人 小慢：1,700人

【R5. 9月補正予算額 11百万円】

保健医療部健康推進課難病対策G (029-301-3220)

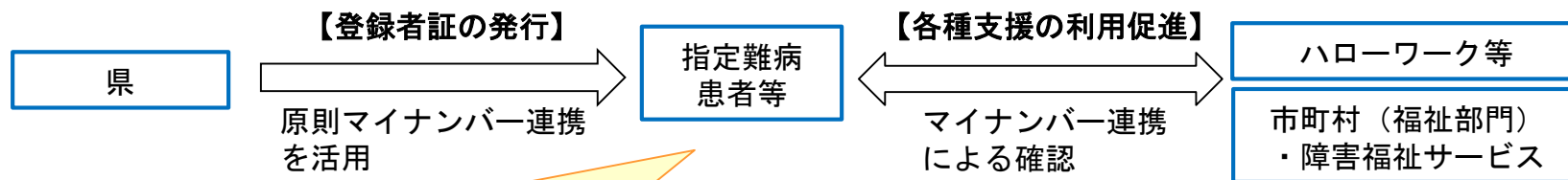
難病法及び児童福祉法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、指定難病の患者又は小児慢性特定疾病児童等へ「登録者証」を発行するにあたり、システムの改修を実施します。

事業の内容

【事業内容】 指定難病システム改修の委託

【改修スケジュール】 2024年（令和6年）3月まで

登録者証の活用イメージ（国想定）



○対象者

- 【指定難病】 ①医療費助成を受けている者
②医療費助成の不支給決定を受けた者
③軽症のため医療費助成の申請に至らない者
- 【小児慢性特定疾病】 ①医療費助成を受けている者

障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病の患者等であることをマイナンバー連携により確認
(令和6年4月1日施行)

主要事業等の概要（案）

保健医療部感染症対策課

事業名又は議案の 名 称	感染症予防医療法施行事業（国庫支出金返還金）
1 予 算 額	205,217千円
2 現況・課題	新型コロナウイルス感染症への対応においては、各種国補を財源として事業を実施している。
3 必要性・ねらい	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、他県で会計検査院から指摘を受けた事項に関して本県で自主点検を実施したところ、交付金が過大に交付されていたことが判明したほか、補助事業における消費税の仕入控除に関して返還金が生じることとなった。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、R4年度実績額が確定し、返還金が生じることとなった。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>返還が必要となった国庫支出金について、国へ返還するための予算を計上する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（25,540千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床確保事業における過払金：18,342千円 ・補助事業における消費税の仕入控除：7,198千円 <p>○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（179,677千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実績確定に伴う返還金
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	

茨城県旅館業法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 3 月 31 日 茨城県条例第 4 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 項(法第 3 条の 2 第 2 項、<u>第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項</u>において準用する場合を含む。)、第 4 条第 2 項並びに<u>第 5 条第 1 項第 4 号</u>並びに旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 項第 8 号、第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、旅館業の施設の衛生措置の基準等について定めるものとする。</p> <p>(指定施設)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項、<u>第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項</u>において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条に規定する図書館 (2) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び第 29 条に規定する博物館に相当する施設 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供され 	<p>○茨城県旅館業法施行条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 3 月 31 日 茨城県条例第 4 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 項(法第 3 条の 2 第 2 項<u>及び第 3 条の 3 第 3 項</u>において準用する場合を含む。)、第 4 条第 2 項並びに<u>第 5 条第 3 号</u>並びに旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 項第 8 号、第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、旅館業の施設の衛生措置の基準等について定めるものとする。</p> <p>(指定施設)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項<u>及び第 3 条の 3 第 3 項</u>において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条に規定する図書館 (2) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び第 29 条に規定する博物館に相当する施設 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供され

る施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定したものの

2 知事は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

(許可について意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国が設置する施設については、当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設については、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に掲げる以外の施設については、当該施設の存する市町村の長

第4条～第7条 略

(宿泊を拒むことのできる事由)

第8条 法第5条第1項第4号の規定により、宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が泥酔者その他その言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

る施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定したものの

2 知事は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

(許可について意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国が設置する施設については、当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設については、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に掲げる以外の施設については、当該施設の存する市町村の長

第4条～第7条 略

(宿泊を拒むことのできる事由)

第8条 法第5条第3号の規定により、宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が泥酔者その他その言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
204 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査	理容所の検査手数料	17,000円	204 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査	理容所の検査手数料	17,000円
205 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査	興行場営業許可申請手数料	23,000円	205 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査	興行場営業許可申請手数料	23,000円
206 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	23,000円。ただし、季節営業許可申請にあつては、8,200円	206 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	23,000円。ただし、季節営業許可申請にあつては、8,200円
207 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項</u> 又は <u>第3条の4第1項</u> の規定に基づく旅	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,500円	207 旅館業法第3条の2第1項又は <u>第3条の3第1項</u> の <u>規定</u> に基づく旅	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,500円

館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査		
208 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	浴場業許可申請手数料	23,000円

館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査		
208 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	浴場業許可申請手数料	23,000円

提出議案（条例は除く）の概要

保健医療部保健政策課

議案の名称	県有財産の取得について【新規】						
1 取得価格	484,000千円						
2 現況・課題	医療大学付属病院では、患者の身体状態を適切に検査するために磁気共鳴画像診断(MRI)装置及びコンピュータ断層撮影診断(CT)装置を導入したが、導入後15年が経過しており、機器が老朽化している。						
3 必要性・ねらい	高解像度の画像撮影など最新の医療機器に更新することにより、検査の効率化及び医療サービスの向上を図る。						
4 内 容	<p>【取得する財産】</p> <p>(1) 物品の名称、取得価格</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">磁気共鳴画像診断(MRI)装置</td> <td style="text-align: right;">282,700千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コンピュータ断層撮影診断(CT)装置</td> <td style="text-align: right;">201,300千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">484,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 取得先</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県美浜区中瀬2-6-1 シーメンスヘルスケア株式会社 千葉・茨城営業所 営業所長 森本 光威</p> <p>(3) 納入時期(予定)</p> <p style="padding-left: 20px;">令和6年1月</p> <p>(4) 設置場所</p> <p style="padding-left: 20px;">県立医療大学付属病院(阿見町)</p>	磁気共鳴画像診断(MRI)装置	282,700千円	コンピュータ断層撮影診断(CT)装置	201,300千円	合計	484,000千円
磁気共鳴画像診断(MRI)装置	282,700千円						
コンピュータ断層撮影診断(CT)装置	201,300千円						
合計	484,000千円						
5 参考事項							